最も多かっ

め られてい

た。 質では 平 ノロ 成十八~三十年の食中毒の発生状況は、 ノロ ウイルスによる食中毒は毎年冬季を中心に発生するが、 ウイルス (八七六二人) が約六○%を占めており、次い 六一九件 (患者数 でカンピロ 特に平成十八年には患者数が一五六五人と 万四六〇四 人 バ クター 死者二人)であった。 (一七一六人) が多 原 か 因

## 第 一四節 社会福祉の多角的展開と到達点

貧困問題 への社会的注目の 高まりと対策の強化

それまでの生活保護費の支給等に加えて、

生活保護受給者

の就労支援が促

平

成 中 崩

からは、

労働 自立支援 生活保護と 省が策定した「「福祉から雇用へ」 進されていくことになった。その具体的な取組として、 推進五か年計画」 がある。 同 計 平成十九 (三〇〇七) 年十二月に 画は、 生活保護世帯につい て平成十 厚生

により生活保護受給者等の就労促進を目指した内容であった。

-度までに就労支援プログラムを全ての地方自治体で策定し、

ハ

口

1

ウー

クを中心とした「チーム支援

九

年

発生した。 そうした矢先の平成二十年に、米国 これによって日本の経済情勢は一 [の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする世界金融危機が 挙に悪化し、 各地で失業者やホー ムレスが増加することにな

物 つ

貧困率 07年は15.7% 率を公表するのは初めて。長妻氏と明らかにした。政府として貧困について、00年は15・7%だった 得者の占める割合を示す「貧困率」 査をもとに算出した「相対的貧困 困解消に取り組む考えを示した。 を改善する政策を打ち出していき は会見で「子ども手当など、数値 の半分に満たない人が占める割合 て高い順に並べたときに真ん中の たい」と述べ、 公表されたのは国民生活基礎調 今回は、88年以降の3年ごとの 所得を世帯人数に振り分け 数値を踏まえて貧 政府算出、初めて の8年報告書では、は 経済協力開発機構 14・2%(17年)と公表した。 た。厚労省は今回、 未満)が58%と、圧倒的に高かっ の平均値は10・6%。 次いで4番目に高かった。30カ国 のうちメキシコ、トルコ、米国に 貧困率は14・9%で、 14 6 % ている1人親家庭の子ども(18歳 ども手当を受給した場合の貧困率 同省は今後、 相対的貧困率 写真 198 について報じる新聞 (朝日新聞 平成21

平

成二十一

年

九

月

0

衆議

院

議

員選

学

ゔ

に

認

識させるき

0

け

に

つ

自民党と公明党は

野 か

対党に

転落 な

L た

民主

|党を中心とする

政

権

が

誕

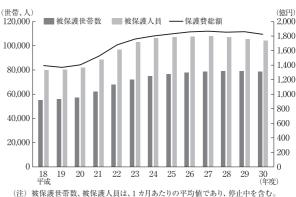
生

(2009)年10月20日) 派遣 確保 た。 干 このような状況 村 など数多くの 年 が 開 0 設さ 年 始 れ に 支援策が実施さ た。 か に対処するため、 け ح 7 は 0 取 組 東京都 は れ 貧 7 千 빉 木 ( V 求職者支援、 間 る。  $\mathbb{H}$ 区 題 平 0 の 成二十 存  $\exists$ 比 在 谷 福 ゃ 深刻 公園 年 祉 貸付、 0 さを 年 に 末 年 社会 住居 越 か

ピ 率 0 た。 は ス 玉 民 0 等 主党 々 Ŧi. 価 な生活上 亡 可 政 妡 権 %に達してい 分 0 下 所 0) 得 困 で 実施 難 0 单 に 直 央値 され た 面 している人々を個 0 た 平成二十二年 半 0) 分 が に 満 相 たな 対 的 には 莂 貧 11 的 状 困 内 態 率 継続的 閣府 のことである。 0 発表 0 モデル事業として、 包括的 で あ る。 に支援) 平 相 成 対 的 が導入され 貧困 九 年 パ 調 率 1 査 ځ ・ソナ での は ル ## 玉 帯 内 サ 0 0 ポ 相 所 1 対 1 的 が 貧 サ そ 木

成立し 保護 活 (事業) 対し 葆 平 護 制 成二十 て自立 基準 度 (二十七年 を行うも 0 見直 0 갣 段階的 年 相談支援 十二 L 应 の ě 月施 であ 生活 月 な引下 事業 に 行)、 る。 自 木 げが **I**窮者 民 そ (必須事 一十七年 のほ 始められることになった。 公明 0 自立支援を促進するため 業 か 0 九 に 両 Þ b 月 党は、 就 平 か 労 ら生 成 準 衆議院 備支援 活 Ŧi. 木 年に 窮者自立 議 事 員 業 子 平 選 0 ども ·成二十五年十二 制 学 任意事 支援制 度構築 で 勝 0 貧 業 利 度が 困 が Ļ 等 対 進 導 策 0 政 め 実 入さ 6 権 月には生 0 施 推 れ に ħ 復帰 進 た。 住 た に 居 関 活 平 L 確 成 す ح た。 木 保給 Ź れ [窮者自立 は、 法 十 付 律 五年 0 金 生 時 が 0 支援 制 活 支 期 定さ 給 困 月 に I窮者 に生 法 生 必 活 が

三十年六月には生活困窮者自立支援法の改正が行われた。



被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移 (『生活保護の概況』より作成)

とお

り

兵

庫

県

0

生

活保護の

被保護世

一帯数、

被保

護

人員、

保護:

費総

兵庫県の生活保護

平

成二十年

発

生し

た世

界金

融

危

機

庫 107

県

自立支援の状況

0

生

活保護

に に

も多大な影響を及ぼ

L

た は、

図 兵

0

額

は、

平成二十年代前半の

増

加

が

頭著である。

これらは、

景気

が

П

復し始めた平成二十五年

一度以降、

.も高

止

まり

Ó

傾向を示してい

帯 ŋ 市 が 部 占 0) め みで九九% るようにな 帯 年度に、 傷病世帯二二・六%、 高齢者世 牟 兵 庫県内の生活保護 つ 度には、 に達し、 て % 高齢者世 帯四三 11 几 る。 傷 % うち八割以 高齢者世 病 被保護-世 傷病世 帯 帯 % 几 帯 帯 六 その他 人 八 0 被保護 八員は、 五 二 • 母子世 上 が 几 五. 七 世 神 % % 平 九%、 八%、 帯 帯 世 戸 市 -成の その 帯 母子世 九 兀 0 その 母子世 他世 構 阪 大合併で市 ・三%であった。 %神地 帯七 成比 % 他 帯 帯六 世 域 障害者世帯一〇 は、 六%、 帯 六 姫路 平成二十二年 部 四  $\bigcirc$ が 几 大幅 市 % % 障害者世 平成二十七  $\overline{\mathcal{H}}$ ع こなり、 明 % 障害者世 に 拡 ٤ 石 大し 度が 市 % 割 で

急迫保護で医 生活保護 0 療扶 開 始 ,助単 に 至 給 つ た理 由 % 神戸 貯 市 金 等 中 0 -核市を除 減 少・ 喪失二九 13 た数 値 ・九%であった。 は 平成二十二年度が傷病による二八 ところが、 平成二十七年度は %

占められてい たことから

た

合

0

半

分以

Ŀ

を高

. 齢者

冊

108

0

لح

お

に

住

み続けながら当該不動産を担

保に貸付を受けることにより、

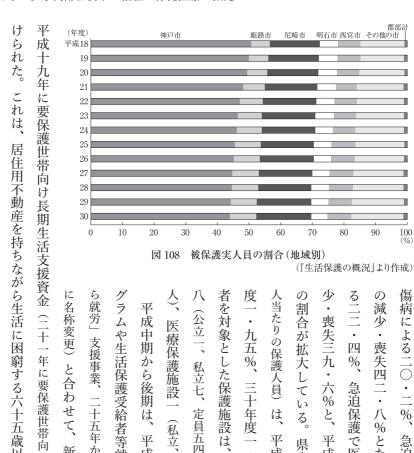
に困窮する六十五歳以上の

高齢者が

長年住

み慣

れた住居



九五

%

三十年度一・

九〇%と推移した。

生活

保護

受給 七年

定員五四〇人)、更生施設一(公立、

定員五

平成三十年時点で県内に

救護施設

(私立、

定員二六八人)

があった。

は、

平成二十二年度一・

七四

%

<u>一</u>

る。

県内の生活保護の保護率

人口

四

%

で医療扶助単

給

Ŧī.

%

金等 傷病

0

減

六%と、 急迫保護

平

-成後期

にかけて

て貯金等

0

減 貯

少.

喪失

喪失四二・八%となる。

平成三十年

一度に

は、

によ 金等

<u>-</u> %

急迫保護で医療扶助

単給○

%

貯

ら就労」支援事業、二十五年から生活保護受給者等就労自立 グラムや生活保護受給者等就労支援事業 名称変更) 成中 期 年 から と合わ に 要保護世帯向 後期 いせて、 は 平成十七年に導入された自立 新 け たな取 7不動産 担 組 保型生 が 相 (二十三年から 次 ·活資金 e J で に改 開 始さ 支援 称 促 福 進事業 れ が フ 祉. た 設 口

生活資金を得ることを容易にするもので、

者シ 間 期 フティネッ 労支援員の とした内容である。 員 0 れ に 交付金を原資とした緊急雇用就業機会創出基金を活用 ることで精神状態を安定させ、 護受給者に対 簡 は ぞれ取り 向 を増員するほ ある者 111 [は六カ月間)。 就労支援員設置事業、 け、 原則 「界金融危機発生後の平成二十一年度に県は、  $\exists$ 福 1 祉資金の一 安心して生活が送れるように必要な支援を行う事業である。 に 1 増員と、 対して、 扱われることになった。 力 ステイ事業を行うように 支援対策事業の一 月間 か、 なお、 種として兵庫県社会福祉協議会が担当した。 救護施設を短期間 早期 (最長九カ月) 県 住宅確保 住宅費用を支援するもので、 住宅手当緊急特別措置事業は、 市 の住宅確保 住宅確保・就労支援員設置事業、 区 町 環で、 就労支援員設置事業は、 居宅生活の継続を支援する内容になる。 社会福祉協議会に相談員を設置 に変更されている。 住宅手当緊急特別措置事業は、 利用させることにより、 な 平成二十三年に生活保護受給者スキルアップ支援事業、二十六年に生 就労及び自立の促進を図ることを狙 つ た。 同事業は、 支給額は生活保護 セーフティネット支援対策事業を開始した。 就労支援員設置事業は、 L 平成二十五年に住宅支援給付事業と改称し、 県 求職. 時 • 規則正 的 市 そしてホームレス自立支援対策 平成二十年には県が郡部で救護施設居宅生活 节 福 L に精神状態が不安定となる居宅生活 の 祉事務所等に設置されて 貧困 早期の就労や自立を促 住居を喪失した者または喪失するお しい の住 具体的には、 宝扶助 生活を提供 • 困窮者等が いとしていた。 県・ 基準額 Ĺ 市 住宅手当緊急特別措 福 雇用 に準拠 祉 日 |進することを目的 事務所の就労支援 や就 中作業を経験させ さらに県は、 61 る L (後述) 住宅 これ 業機 7 61 確保 会 は 0 支給 が、 生活保 の (支給 それ 確 置 玉 セ Ī 就 そ 期 事 保 0

活

困

窮者自立促進支援モデル事業を、

それぞれスタートさせた。

生活保護受給者スキルアップ支援事業は

事

デ業は、

活

木

[窮者自立支援法

に基、

一づき、

平

·成二十七年

皮か

ら実施る

予定の自立

相談支援事業等をモ

デ

的 デ

に

また、

生

|活困窮者自立

促進支援

ル

朩 生

Ì

Ż

ル

パ

1

車

両

免許等の資格取得を支援するものである。

一活保護受給者が

泊立 特殊

した生活を営めるよう、

就職

に役立つ資格の

な

c J

被保護者に

つ

c s

て、

自

動

車

運

転免許、

実施

新 生

法施

行

に

向

け

た

ゥ

ゥ

0

蓄積や体制整備を進め

る内容となっ

てい

た。

な

お、

セ

1

フ

テ

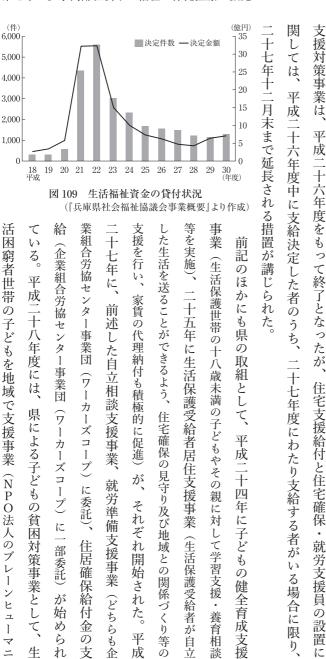
ィ

ネ ル 七

ッ

ŀ

D,



7

生

支

n

成

立 談

が

た。 テ

゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゚

1

|委託) や 「子ども食堂」 応援プ

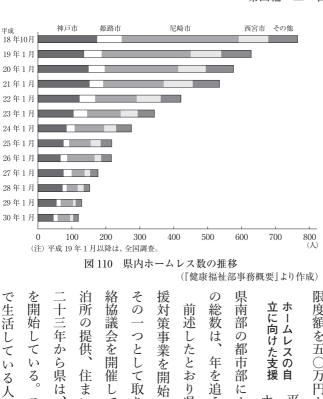
П

ジ

エ

クト

事業 (ふるさとひょうご寄附金を活用)



急増した。 低 所 得者等を経済的 これ に関連して、 に支える生活 平成二十年に兵庫県社会福祉協議会は、 福 社資金 は 図 109 0 とお ŋ 世 .界金融危機を受けて貸付の 決定件数 金

限度額を五○万円から六○万円に引き上げる措置を講じてい 生活福祉資金の貸付を無利子とし、

だ向 I 部  $\Delta$ 0 けた支援 レ 都 スの自 市 部: に 平 ホ 朩 成 1 1 十八年 ム ム レ レ ス ス か が多く存在していた。 0 ら三十年 状 況 は に 図 か 110 け 0 É ح の おりである。 他方で、そ 兵庫 1県内

総数 述 は L たとおり県は、 年を追うごとに減少を続けて 平 成 二 十 一 年度 に ( J セ る。 1 ż ケイ

ネ

ッ

1

支

絡協議会を開 その一つとして取り扱われ、 援対策事業を開始した。 催 しての総合的 ホ Ì 兵庫県ホ 支援対策、 ムレ スの自立支援対策 1 相談業務、 ムレス自立支援対 緊急的 0 推 進 策連 な宿 は

提供、 住 ま 61 P 朩 保健 1 L レ • 医 ス等貧困 療 の 確保 等が 木 [窮者等サ 進 め 5 ポ n 1 事 平 成

で生活している人々(ネット を開始している。 これは、 ホ 力 1 フ ムレ エ 難 スやインター 民とも呼ば れ -ネッ 3 等 1 の 力 生 フ 活 エ

つ

額

が実施されることに

て行われた。

をもって生活困窮者自立支援制度の 合的な支援を実施する事業で、 木 [窮者を対象に、 生活相談 (生活、 N P 就労等)、 〇法人の 時生活支援事業に引き継がれ 食事の提供、 神戸の冬を支える会に委託された。 時的宿泊者の提供、 た (NPO法人の神戸の冬を支える会が 技能訓: この事業は、 練、 就 3労訓 平 -成二十-練等の 七年 総

スの自立の支援等に関する基本方針を定めた。 平成二十年 (する実施方針を策定した に国 は、 ホームレ スの実態に関する全国調査 これを受けて県は、 (生活実態調査) 平成二十二年に兵庫県ホ の結果等を踏まえて、 Ì ムレ ホ ス 1 の 自立 ンムレ

支援等に関

して受託)。

援等に した後も、 自立の支援等に関する実施方針を改めて策定した。 居確保給付金の支給、 十五年には、 平成二十四年に、 関する基本方針を新たに定め 時 前述した生活困窮者自立支援法が成立し、 '生活支援事業、 朩 1 時生活支援事業等が実施されることになった。 ムレ スの自立の支援等に関する特別措置法の五年 兵庫県ホームレ てい る。 玉 ス自立支援対策連絡協議会の開催、 の基本方針を基に 平成二十六年度にセー 同法に基づきホ 見は、 平 同 Ì 年に ンムレ 間の 成 フティネット支援対策事 二十七年 国 スへ 期限延長がなされた。 は、 の自立 生活保護 に兵 朩 Ì 庫 一相談支援事業  $\Delta$ 凛 0 レ 適 スの ホ 用 1 業が 自立 は L 継続 平 レ 成二 終了 の支 ス 住

成三十年に国は、 平 成二十九年に、 ホ Ì 朩 厶 1 レ L ス レ の自立の支援等に関する基本方針の見直しを実施してい ス の 自立の支援等に 関する特別措置 法は、 〇年 蕳 0 期 限延 る 長が なされた。 平

0

デ

1

タ管理

0

杜

撰

間

題 視

とに

な

つ

た。

## 年 金 記 録 問 題 0) 発覚を背景とし た年 핲 制 度 0) 見 直

台帳等で管理 Ŧī. 平 九 成 Ŧ. 万件 九 年 して \$ に あ るこ 年 ( V 合が た年 金 とが 手 一金記 帳 等に 明 録 6 記 されるこ を か 載 コ に され され ン ピ ユ た。 て 1 61 る基 タ 年 1 金 に 記 礎 転記 録 年 問 金 一番号 す 題 る際 # に 統 に に 言 合さ 転記ミ う れ 消 て ス えた年 13 が な 生じて 61 金 持 ち 問 主 (V たなど、 題 不 明 0 発覚で 0 年 社会保険庁 金 あ 記 録 が 紙 約

題 を の 問 取 題 ŋ Ĺ 0 げて 発覚を受けて兵庫 ( J る。 また、 平 県 成 で + は 九年六 平 成 月 + 九 + 年 圥 九  $\mathbf{H}$ 月 に 0 県 議 山ま 口台 会本会議 信行 兵 庫 で 県議 部 会議 0 議 長 員 名 が 質 間 衆 0 参 中 両 で 議院 年 金 記 0

閣

総

理

大臣、

社会保険庁長官等に宛てて

年

に

お

け

る被害者

0

救済と年

金業務

0

是正

0

期 金

結果、

として、

ح 早

の



写真 199 年 金 Ź 保険 記 金 権 玉 求 法律 十 録 記 0 民 め 0) る意見 0 誕 録 0 保険給付 訂 年 間 生 年 平 を 0 金 正 題 成 衆 書 に b に 0 十九年) よる 議 及び たら 解 対 が 院 す 決 国 増 す 議 る不 提 に 民年 を 額 向 原 員 出 は 、選挙で自公政権 分 大 さ け 信 金 ľ を れ の 7 の給付 を増大させただけでなく、 時 8 た 几 効 つ

年

金

時

効

特 効

例 0

法

生

に係

時

特例等 定さ

に 0

か

か

6 が

ず支給

0

法 る

律 わ

制

に

b

な

つ 0

の

で

あ 厚

惨 た

敗

ど民

給資格

期

間

の二五

年から一〇年への短縮等の実現を図るべく制定された

n 新 置 労働省 な るなどの対応が採られた。 たに お、 拡 6 大が 0 特殊 事 年 は ほ 態 金業務 义 か られ 法 に 0 解決 人の 年金業務・社会保険庁監視等委員会がそれぞれ設置され、 成二十年に標準報 は、 平 日 に当たった。 社会保険庁監視等委員会は、 成二十二 本年金機構 また、 年 そして、 が設立されるに至っ 酬遡及訂 に 平成十九年に、 国 民年· 平成二十二年に厚生労働省の外局であった社会保険庁 金法 正事案等に関する調査委員会、 の一 平成二十二年に年金業務監視委員会に改組され 総務省において年金記録問題検証委員会、 部改 た 正 (平成十九年度制定の社会保険庁改革関連法に基づく)。 に ょ つ て障害基 二十一年に年金記録 年金業務の在り方等が検討さ 一礎年金 (障害厚生年 年金記録確認第 金 П てい 復委員会を設 が 0 解体され、 加 算 厚生 0 た。 範

能 野の て、 金 保険法等の を 強 法等の 金法等の 実 田だ 民 佳彦 公務員 主党政 化法は、 現させるなどし 內 『と私学! 閣 部 部を改正する法律)、 部を改正する法律)、 基礎 下の は社会保障 を改正す 教職 年 平成二十四年二月に、 金 た。 玉 る法律等 員 がが 庫 年 負担 厚生 税 金 関連 车 年 割合二分 の 一 体改革大綱を閣議決定し、 年金生活者支援給付金法 -金保険 -金機能 では、 部を改正する法律 いに移行. 強化法 社会保障の維持 の — 被用 者年 0 恒 (公的年金制度の財 久化、 金 共済年金制度が が、 元化法 短 (年金生活者支援給付金の支給 嵵 同 充実と財政健全化目標達成を同 それぞれ制 間労働者 年 (被用 八 月には社会保障 政基盤及び最低保障機能 厚生年 者年金制度 定され の 一金保険 厚生年 た。 の 金 被用 制 元化等を図るため 度 税 の 適 者年 に統合され に関する法律 体改革 用 の強化等の .時 拡大、 金 に 元化 関連 実現するべ 年金生活者 老 ため の 法 厚 年 玉 年 に 0 生年 の 金受 金機 ょ 民 成 玉 < つ 民 金

(平成二十八年に改正)。

た。 5

そ

0)

後、

平

·成二十五

等の

年

金



支援給: れる収入を償還財源とする年金特例公債 に 部を改正する法律は、 Ŀ 付金法は、 一乗せして 年金生活者支援給付金を支給することを定め 公的 年金等の 平 収入やその 成二十四年度及び二十五 他の (つなぎ国債) 所 得 -額が 4年度の により二分の一とすることなどを定めるものであ 定基 を基礎年 É 牽 上以下の. ιV た。 金 玉 年金受給者の生活を支援するため |庫負 民年金法等 担 近率を、 の 消費税 部を改正 増税 一する法律 に により得

年 Ó 公的 年 金制 度 0 健全性 及び 信 頼 性 0 確 保 0 た め 0) 厚 生 车 -金保険 法等 の 部 を改

厚生年金基金 0 新 設が二十六年 から認めら れ なく

平成二十六年に年金事業運営改善法 の国民年金法等の **乃保険料** の 納付等の 部を改正する法律) 制 度や年金記 が 録 (政府管掌年金事業等 0 制定され、 訂 正 手続 事 0 創 務 設等 灱 理

成二十八年には公的年金持続可 を図るための国民年金法等の一 部を改正する法律) 能性 向 上法 (公的年金 が制定され 制 度の

下で、 兵 庫 県内 の 玉 民 年 金 の被保険 含者数 (第 一号被保

の適

用

拡大の

促進等がなされることになった。

111 のとおり変化した。 特に第三号被保険者の 被保険者は、 減 屰 が 年を追うごとに 頭著となっ 7

、被保険者の各号の定義については、 第二編第五章第三節二 の 新年金制 度 0

誕生」 度に一一〇万九六六六人、三十年度に一一七万八人と推移した。 参照)。 また、 県内の厚生年金保険の被保険者数は、平成二十二年度に一○六万一八五六人、二十七年

## 三 母子・父子福祉からひとり親家庭の支援へ

時 帯 0 点で、 e J の 平成中期から平成後期にかけての兵庫県内の母子世帯 ては、 総数は、 県内 離婚が全体の九割近くを占め、次いで未婚の母、 の母 表4のとおりである。 子世 帯 (神戸、 姫路、 母子世帯数は、 西宮、 尼崎、 明石、 平成中期以降に三万世帯を維持し続けた。 宝塚、 (便宜上「母子家庭」と表記する場合もある) と父子世 病死で約一割となってい 篠山、 南あわじの各市を除く) た に なっ 平成二十七年 た理 由

たに、 親家庭」という呼び方を用 び自立・就業支援が実施されるようになった。 平成二十六年には、 これによって、 平成後期は、母子世帯とともに父子世帯の支援の充実化が図られていくことになった。平成二十四年に新 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が成立し、二十五年に施行され 従来の母子福祉資金や寡婦福祉資金だけでなく後述する父子世帯への父子福祉資金 母子及び寡婦福祉法が改正となり、 い始めて ( J る なお、 この時期から県は、母子・父子世帯について 母子及び父子並びに寡婦福祉法が新たに制定された。 の貸付及 一ひとり

万五二七八件、二十七年度一万三〇二六件、三十年度一万一八八二件と推移した。 員と改称されるに至った。 母子及び父子並びに 寡婦福祉法の 県内の母子自立支援員、 制定に伴 13 平 母子・父子自立支援員の相談件数は、 成二十六年から母子自立支援員は、 相談内容は、 母子 平成二十二年度 · 父子自立支援 主に生活

表 64	母子・	父子世帯の状況
------	-----	---------

	兵庫県					
	共熚乐	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯	母子世帯
	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯	父子世帯
平成22年	34,912	10,807	4,037	3,488	1,860	2,608
	3,785	1,021	406	386	185	244
平成27年	33,927	10,615	4,047	3,117	1,928	2,362
	3,515	1,025	400	305	190	238

(注) 母子世帯と父子世帯について、平成22年、27年は、未婚、死別又は離別の女 親・男親と、その未婚の20歳未満の子のみから成る一般世帯 いないもの)及び未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満 の子のみから成る一般世帯(他の世帯員がいるものも含む)と定義づけられ ている。

ター、

むつみ会館の七カ所であっ

た。

他方で公立の

母子生活支

赤穂市立母子・父子福祉

セ

ン

タ

ļ

神 タ

戸

市立

S 古

ح Ш

ŋ

親

家

庭

支援

援

施

設

旧

母子寮)

については、

平成二十一

年

匹

月

に

尼

崎

市

立

母

子 13:

立

(「国勢調査」より作成)

父子福:

祉

セ

ン

1

改称された。

平成二十六年

での

県内 福

·経済的·

支援生活援護

に

関するもの

であ

っ

た。

母子

・父子世

を支援する施設とし

ての に

母子

福

祉

セ

ン

タ

1

は、

平

成二十六

年に

母子 寡婦 館 セ セ の母子・父子福祉セ P ン ン

> ン タ

タ

1

は、

兵庫県母子会館、

明石

市立 時点

|総合!

祉

ター、

西宮市立母子・

父子福

祉セ

ン

ĺ

加

市総合

福

祉

施設 二十二年度に 子生活支援施設 生活支援施設が、 児童扶養手当 は、 平 成十七年度をも 四四 万五五六〇人、二十七年度に が、 (児童扶養手当法に基づく) 二十八年四 それ デぞれ つ 月 て廃止されて 民営化 に 明石市立さざなみ され た の県内 ( V 四万三六八二人、 洲 る 本 の受給者 市 園 立 母子 と西 生活· は 宮 市

平

成

支援

父子世 年度に三万 帯 の父に 九 も支給されることにな 九四 人と推移 してい る。 つ 児童 たほ か、 一扶養手当は、 二十八年、三十年 平成二十

母子 図 福 られ 祉 資金 た。 母子 0 貸付件 福 祉資 数 金の 金 額 貸付状況 は 減 少 傾 は 向 図 に あ 112 つ 0 たが とお りである。 二十年代後半に 平成十年代 再

後半から二十年代前半

に 容 0

か

É 充

0 法 年

設正に

拡 け

0 児童

一扶養手当法 より支援内

改 0

正

伴 が

つて、

育

訓 が

高等技

能

練

促

曹

後

か 0 援

け

て

廃

止

さ け 給

n 5 付

7 n 金

つ

た

拡 教

充

続 練

た 61

方で、

母 訓

子

福

祉 進

小

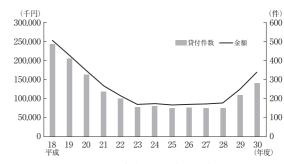
資

金 に

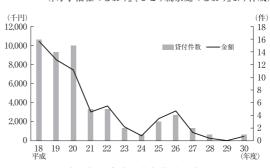
0

0

6



母子福祉資金の貸付件数・金額の推移 図 112 (『母子福祉のしおり』 『ひとり親家庭のしおり』より作成)



Ŧī.

万九

七六円

五件)

と推 三十

移 车

した。

れ

相

談

の

実施、

母子家庭等医

付

ら以外の主な支援とし

母子

家庭

図 113 寡婦福祉資金の貸付件数・金額の推移 (『母子福祉のしおり』 『ひとり親家庭のしおり』より作成)

年 繰

より県内での

貸付が

始ま

つ

7

ぉ 成

ŋ

同

年

度 度

は二

〇万円

件

一度に

t

増

に

転

ľ

7

る。

寡婦

福

祉.

貸

付状

況

は 加

113

0

ぉ

ŋ

に

なる。

寡婦 資金

福 0

祉

資

金

0

貸 ŋ

쥒

は 図

件

数 لح c J

金

額

とも

減

少

と微

増

な

返

した。

父子福

祉資

金

は に

平

母 子 家庭 等  $\mathbf{H}$ 常 生活· 支援 事 業 母 子 家 庭 等 生 活 指導 強 化 事 業 e J き cy

高等職業訓練 貸付 Þ 常 用 促 雇 進 用 給付金 転 換 き講座 災 に 励 改 称 金 0 支給 常 支給等 甪 雇 は 用 平 が 転 換獎 あ 成 中 る。 励 期 各 か 金 種 後 給 自 期 付 立 支 金

事業、 等特別

子育て

短

期支援事

業

兵庫

県婦 療費給

共

励

会

0

受託

す

Ź

母

子

福

祉

小

 $\Box$ 

資

金

0

貸

付

開 発等を支援 兵 庫 県 に な 13 が 7 行 は平 わ れるようになった。 成二十三年度に、 S 平成二十六年には とり 親 在 宅就業等 兵 0) 庫 支援 県ひとり親家庭等 (在宅 就 業や 雇 用 0 に 自立 有 利 促 な 進 Ι Т 計 K 画 関 が す 策定 る 能

至

ŋ,

二十七年

・度からひとり親家庭高等学校卒業程度認定試

**一験合格支援事業** 

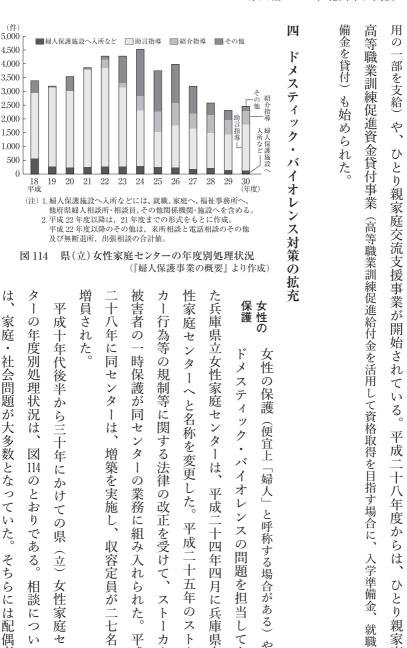
(認定試験に合格

L

た際に受講費

家

庭



T

き

県女

1

平

成

力

偶者

13 セ

7 ン 暴

五

稍

談等 0 相 0 件数

は、

年を追うごとに増

途

暴力

セ

ン

タ

1

0

0

とお

りである。

同

表

に

よると、

配

调者

バ

イ

オレ

ン

ス

(以下、

D

V

0)

発

生

状 X

て 中

の 期

兵 か

庫 5

県 平

内

0

平 か

成 け

成

後

期 F,

に

V

被

害者

時

護、

自立支援、 平 成十 八年 基 加

盤 0)

ようになってい . る。 引

き続

き維持な

され 談

た。

な 保

お 県 は

か

5 ネ

L

てい

ることを受けて、

胆内のDVの発出状況

衣 00 県内のDVの発生状况								
	配偶者暴力相談 支援センターの 相談件数	一時保護 の件数	警察が対応 した暴力相 談等の件数	保護命令 の新規受 付件数				
平成18年	1,561	207	1,195	194				
19	2,117	188	1,642	146				
20	2,990	176	1,797	168				
21	3,438	177	1,867	155				
22	3,715	184	1,885	142				
23	3,746	226	1,860	117				
24	4,947	228	2,101	150				
25	6,412	204	2,113	144				
26	7,215	194	2,535	147				
27	7,670	174	2,736	138				
28	7,887	145	3,010	134				
29	8,379	136	3,380	131				
30	8,489	115	3,453	109				

- 配偶者暴力相談支援センターの相談件数と一時保護の件数は、 (注) 1. 各年度の数値。
  - 保護命令新規受付件数は、神戸地方裁判所管内の数値。

に

た婦

人の

村と五人程度の

枠で契約を結

ていた。

また、

兵庫

県は千葉県

(定員三〇人)

と姫路婦

人寮

(定員四〇人)

等か

らの暴力、

すなわちドメスティ

ッ

ク・

バ

イオ

のも含まれて

平成三十年度時点

で兵

庫

凛

内

(『兵庫県DV防止・被害者保護計画』より作成) 神戸 況 長期 ス の二カ所が置かれ W テ ク・ 深刻化するドメスティッ ス は、 で 婦 施 婦 に 61 イ バイオレンス問題 、保護施設は、 関するも 表 設 人寮 ッ 65 か ク

D ッ をたどってい V ŀ 法 ワ 律 Ì 柏 ク 相談支援 談 (ひょうごDV防 る。 を始 め この たほ 時 期も か 止 が従来か 被害者 ネ 相談 ッ ŕ ら取り組まれてきたD ワ に 件数や警察が対応 1 同 ク会議 伴す る児 の 開催等) 童 が 増 は 加

保育士資格を有する同伴児対応指導員を配置 同 .伴児童の 保育や学習指導を行

制 備を柱とする各般の施策を総合的に推進することを策定の趣旨に掲げてい 以 るよう支援することを基本として、 上の 平 の充実、 阃 となり、 成十八年 五点 ②被害者保護対策の充実、 になる。 应 被害者や支援を行う者の安全を確保するとともに、 月 に県は、 兵庫 県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画を策定した。 被害の予防、 ③自立支援対策の強化、 被害者の早期発見、 4 D V 被害者が自らの意思で生活基 相談、 対策の環境整備 た。 保護、 計画 自立支援、 の 基本目標は、 ⑤ 担 同 17 計 支援 一盤を 手対 画 は、 策 (1) 体 П 袓 制 復 第 0 充実、 談体 でき 0 整 期

育の 人材の育成と関係機関との連携強化、 対策基本計 制 基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの業務の実施を市町村の努力義務とすることや、 度の拡充等を定めてい 推 成二十年 進、 ② 市 画を改定した。 一月に、 崱 の DV対策の 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正 た。 同 計 同法の内容を受けて県は、平成二十 促進、 画 は 以上の六点になる。 ③相談体制 第二期計 画として扱われ、 の充実、 ④緊急時の安全確保、 その 年四月に兵庫県配偶者等からの 目標は、 1 ⑤自立支援  $\widecheck{D}$ V 防止 ・施行された。 に の 向 推 けた啓発 進、 暴力(DV) 保護命令 (6) 同 専門 法は、 · 教

等の、 啓発セミナー に 平 継続支援 は、 成二十 さらなる充実化である。 D V . の (退所後も継続的に自立生活に係る相談、 年 防 開催等)、 ーから県で 止 に 向 は、 緊急時 け た啓発 第二 の安全確保 一期計 平成二十五年からは、 教育活動 画に 掲げた目標を実現するべく、 医 (大学生及び小・中 療機関との連携)、 指導等の援助を行うことで対象者の地域社会での自立を支援) 自立支援の推進の一環として、 被害者支援 高校生向 多種多様な取組 ゖ の (カウンセラーやアドバ 教育 啓発資料 婦人保護施設退所者 を進 の め )作成、 Ź イザ 11 つ 県民対 の 派 具体 象 遣 を

0

的

開始している

力 に おける共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く) o) その後、 防 止及び被害者の保護等に関する法律に改められた。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律は、 をする関係にある相手方からの暴力及びその被害 同法は、 生活の本拠をともにする交際 平成二十六年一月に配偶者からの (婚 短関係 暴

者にも法律を適用する内容になっていた。

保護 き」の作成 変更は生じてい の 平 活動費 計 成二十六年四 画 に 改称 の 一 ・配布、 部助 ない。 か つ計 月に県は、 自立支援の推進の一 成といった取組を新たに始めるなどした。 県は、 画内容を改定した。 市町 兵庫県配偶者等からの o) D V 環としてDV被害者の地域生活の定着や自立を支える民間支援団体 対策の促進の一環として「庁内D 同 計 画 は、 暴力 第 D V 一期計 画として扱われ、 対策基本計 V 画 対策連絡会議設置 を、 その 兵 自標、 庫 「県 D も第 V 防 期 運 正 営 計 被害者 0 画 手引 か 5

第五節 人権問題の複雑化・多様化への対応

## 二一世紀が人権の世紀になるために

人権問題の取組国連における 人 玉 |連は、 権 に関する活動に積極的 世紀を「人権 の世紀」とするため、「人権という普遍的文化」 に取り組んできた。平成十七 (二〇〇五) 年には「人権の主流 の構築を目指し、 化